

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成21年度の保険料 計算の方法と軽減のしくみ

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。

ただし、4月分、6月分および8月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算しています。

正式な保険料は、普通徴収(年金天引以外)の方は6月に、特別徴収(年金天引)の方は9月に個別にお知らせします。

年間保険料の計算方法(平成21年度)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【一人当たりの額】} \\ \hline \text{43,143円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【所得※1に応じた額】} \\ \hline \text{(平成20年の所得 - 33万円) × 9.63\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{(限度額 50万円)} \\ \hline \end{array}$$

注) 1年間の保険料について

・月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

(例) 8月15日に加入 ⇒ 1年間の保険料 ÷ 12か月 × 8か月(8月～翌年3月) = 長寿医療制度の保険料

・100円未満の端数は切り捨てます。

※1 所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

① 均等割の軽減

所得の低い方は、均等割43,143円が次の例のとおり軽減されます。

(例) 年金収入のみの場合

年金収入		平成20年度の均等割	平成21年度の均等割
一人世帯	夫婦二人世帯※2		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 12,942円
上記のうち被保険者全員が、年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 4,300円
—	192万5千円以下	5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

※2 一方の所得が0円(年金120万円以下)の場合

② 所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

(例) 年金収入180万円の場合

* 軽減判定 → 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円

軽減に該当

* 所得割 → 27万円 × 9.63% × 5割 = 13,000円

被用者保険(社会保険等)の被扶養者だった方は保険料が軽減されます。

長寿医療制度に加入する前、被用者保険(社会保険等)の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。

平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。 ⇒ 1年間の保険料4,300円